

第五十四号議案

江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

江戸川区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月江戸川区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項及び第四項第二号ただし書中「第三十五条第一項第三号」を「第三十五条第三号」に改める。

第十五条の四第一号中「百分の七・六三」を「百分の七・七二」に改め、同条第二号中「三万九千六百円」を「四万千円」に改める。

第十五条の八中「五十八万円」を「六十一万円」に改める。

第十五条の十二第一号中「百分の二・〇七」を「百分の二・一五」に改め、同条第二号中「一万千四百円」を「一万二千元」に改める。

第十六条の四第一号中「百分の一・六五」を「百分の一・八四」に、「百分の五十」を「百分の五十二」に改め、同条第二号中「百分の五十」を「百分の四十八」に改める。

第十九条の二中「五十八万円」を「六十一万円」に改め、同条第一号イ中「二万七千七百二十円」を「二万八千七百七十円」に改め、同号口中「七千九百八十円」を「八千四百円」に改め、同条第二号中「二十七万五千元」を「二十八万円」に改め、同号イ中「一万九千八百円」を「二万五千五百円」に改め、同号口中「五千七百元」を「六千元」に改め、同条第三号中「五十万円」を「五十一万円」に改め、同号イ中「七千九百二十円」を「八千二百二十円」に改め、同号口中

「二千二百八十円」を「二千四百円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第十五条の四、第十五条の八、第十五条の十二、第十六条の四及び第十九条の二の規定は、平成三十一年度以後の年度分の保険料について適用し、平成三十一年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(説明)

基礎賦課額の保険料率等を改めるとともに、低所得者に対する保険料均等割の減額の対象となる世帯の所得基準額を引き上げるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。